官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四五）　二
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件（内閣府九三）　二
○市町の境界変更の件（総務一六〇）　三
○マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニティの強靭性向上計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（外務一七一）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一七二、一七三）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の口上書の交換に関する件（同一七四）　三
○保安林の指定をする件（農林水産六九四～七〇九）　五
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境一）　五
○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関として登録を更新した件（国土交通三六四）　六
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同三六五）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（国土交通省最低賃金公示四）　九
国家試験
令和七年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　九
令和七年度浄化槽管理士試験の実施について（環境省）　九
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（東京都公安委配一）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、有権者申出方、勝瓜口土地改良区役員の退任及び就任、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

府　令

○内閣府令第四十五号

食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項の規定に基づき、食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年五月九日

内閣総理大臣　石破　茂

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品安全委員会令第一条第一項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成十五年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。 一　食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１　食品の部Ａ　食品一般の成分規格の項第二款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えＤＮＡ技術によって得られた生物についての安全性審査を行おうとするとき、同項第三款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えＤＮＡ技術によって得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部Ｂ　食品一般の製造、加工及び調理基準の項第六款の規定により基準を定めようとするとき、第２　添加物の部Ｄ　成分規格・保存基準各条の項に規定する手続を定めようとするとき、同項の規定による組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部Ｅ　製造基準の項第三款の規定により基準を定めようとするとき、第３　器具及び容器包装の部Ａ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第九款に規定する手続を定めようとするとき、又は同款の規定による同告示別表第一により含有量等を規定することが適当でないと認められる物質の含有量等についての安全性審査を行おうとするとき。 二　［略］ 三　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の１の(1)のシの規定による定めをしようとするとき、同シの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同シただし書の規定により基準を定めようとするとき、同スの規定による定めをしようとするとき、同スの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同表の１の(2)のコの規定により基準を定めようとするとき、別表第２の２の規定による定めをしようとするとき、同２の規定による飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき、同２ただし書の規定により基準を定めようとするとき又は同表の３の(8)の規定により基準を定めようとするとき。	食品安全委員会令（平成十五年政令第二百七十三号）第一条第一項に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。 一　食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１　食品の部Ａ　食品一般の成分規格の項第二款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えＤＮＡ技術によって得られた生物についての安全性審査を行おうとするとき、同項第三款に規定する手続を定めようとするとき、同款の規定による組換えＤＮＡ技術によって得られた微生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部Ｂ　食品一般の製造、加工及び調理基準の項第六款の規定により基準を定めようとするとき、第２　添加物の部Ｄ　成分規格・保存基準各条の項に規定する手続を定めようとするとき、同項の規定による組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物についての安全性審査を行おうとするとき、同部Ｅ　製造基準の項第三款の規定により基準を定めようとするとき。 二　［同上］ 三　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第１の１の(1)のシの規定による定めをしようとするとき、同シの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同シただし書の規定により基準を定めようとするとき、同スの規定による定めをしようとするとき、同スの規定による飼料の安全性についての確認を行おうとするとき、同表の１の(2)のコの規定により基準を定めようとするとき、別表第２の２の規定による定めをしようとするとき、同２の規定による飼料添加物の安全性についての確認を行おうとするとき、同２ただし書の規定により基準を定めようとするとき又は同表の３の(7)の規定により基準を定めようとするとき。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第九十三号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年五月九日

内閣総理大臣　石破　茂

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品種又は品目	名　称	申請者
プルラナーゼ	ＬＤＮ487株を利用して生産されたプルラナーゼ	ダニスコジャパン株式会社
セルラーゼ	ＪＰＴＲ004株を利用して生産されたセルラーゼ	ノボザイムズ　ジャパン株式会社

○総務省告示第百六十号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、秋田県大仙市と仙北郡美郷町との境界を次のとおり変更する旨、秋田県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、令和七年五月十日からその効力を生ずるものとする。

令和七年五月九日

総務大臣　村上誠一郎

大仙市に編入する区域

仙北郡美郷町安城寺字切上三二八の一部、字鶴田四二五の二の一部、四二六の二の一部、四二七の二の一部、四八五の一、四八五の二、四八九の一の一部、四九〇の一の一部、四九一の一の一部、四九二の一の一部、四九六の一の一部、四九七の一の一部、五〇五の一部、五一八の一部、五一九の一部、五六四の二の一部、六一二の一部、六一七の一部、六二五の一部、六二六の一部、六三三の一部、六三六の一部、六三七の一部、六三九の一の一部、六五〇の一部、字竹花二一の一、二一の二から二一の四までの各一部、二一の五、二六の二の一部、二六の三の一部、二九の二の一部、二九の四、二九八の一部、二九九、三〇〇、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三六四の一部、四二五の一部、四二六、四二八の一部、四三二、四三三及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

仙北郡美郷町に編入する区域

大仙市上野田字向田一一の四、一一の五、二〇の二の一部、二〇の三の一部、四七から五〇まで、五二、五三、五四の一、五四の二、五六の一から五六の三まで、五七の一部、五八、六二の一部、六三、字水口六八の一七の一部、高梨字一ノ坪二八二の一から二八二の三まで、二八三の一部、二八四の一部、二九九の二の一部、二九九の五の一部、二九九の七、二九九の八の一部、三二七の一部、三二八から三三四まで、三五三の一部、三五四の一部、三七三の一部、四四〇の二の一部、四五二の一部、四五三の一部、橋本字鶴田九六の一部、九七の一部、一九六の一部、一九七の一部、一九八の三の一部、四二六の二の一部、四四一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに仙北郡美郷町安城寺字鶴田六三九の一に隣接する大仙市の道路である公有地の一部

○外務省告示第百七十一号

令和七年二月十九日にコロニアで、マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦における太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニティの強靱性向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　太平洋島嶼国における給水体制の整備を通じた気候及び災害リスクに対するコミュニティの強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億五百万円

3　署名者

日　本　側　籠宮信雄在ミクロネシア大使

国際移住機関側　サルバトーレ・ソルティーノ在ミクロネシア事務所代表

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十二号

令和五年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年十月六日付けの交換公文に従ってスリランカ空港航空公社に供与されることになったバンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ空港航空公社と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年七月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十三号

令和五年七月十四日にコロンボで、円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の平成二十七年十月六日付けの交換公文に従ってスリランカ空港航空公社に供与されることになったバンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がスリランカ空港航空公社と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年七月二十日まで延長される旨の口上書の交換が、スリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十四号

令和五年六月十二日にポートモレスビーで、円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の平成二十五年三月二十二日付けの交換公文に従ってパプアニューギニア独立国政府に供与されることになったラム系統送電網強化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がパプアニューギニア独立国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和七年十一月十四日まで延長される旨の口上書の交換が、パプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月九日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大谷一一三字宮ノ谷二、三、一〇、二八の一、二九の一、三〇、三二の二、三三、三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町上熊谷四四一の一、四四二、四四三、四五七の二、一六四五、一六四六、一六四七の一、一六四七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町上熊谷四四二・四四三・一六四七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町立戸九四七（次の図に示す部分に限る。）、五八四、五八四の一、五八五の一、五九〇の甲、五九〇の甲一、九三四、九四六、九四七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
立戸五八四・五八五の一・九三四・九四六・九四七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五八四の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町向粥見字手石三〇三五・三〇三六・三〇四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三〇三八、三〇三九、三〇九一から三〇九四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　三重県度会郡大紀町柏野字臼ケ谷五六七の一四、六〇一の二〇、六〇一の二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町桃崎字大平一一六九の一、一一六九の三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町和田字盛二八九の一、二九一、字ボヲノ五三〇、字ゴフロフ五六七の一、五六七の二、五八二の一、五八三の一、五八四、五八八の一、五八八の二、字大黒山五九一、五九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町白男川字寺ノ下三三二五、三三二七の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿**久**根市波留字妙法三七三六の三、三七四六の三、三七五〇
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿**久**根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鹿児島県**薩**摩川内市川永野町字大原野六五一九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び**薩**摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年五月九日
農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鹿児島県出水市高尾野町江内字下段一二〇四の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　鹿児島県**薩**摩川内市東郷町山田字大谷二二〇四の一一、二二〇四の二二、二二〇四の二三
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び**薩**摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県富山市八尾町切詰字倉ケ谷五の一、五の二〇、五の五三から五の五八まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県氷見市余川字田中四六八六、四八四七、四八四八の二、四八四九、字西山七三の一、七三の二、柿谷字北六九の一、九九、一〇〇の二、谷屋字面切四の一、字谷内三四八九、三四九〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字高田字上ノ原九五二の二、九九五から九九七まで、字五百山九九八の一〇から九九八の一三まで、一〇五一の一、一〇五一の二、大字平内新一七四の一、一八二から一八四まで、一八五の一、一八六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県岩船郡関川村大字下関一一九〇の三（次の図に示す部分に限る。）、一一九三、一一九四の一、一一九四の二、一一九五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省農林水産省告示第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年三月二十一日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

令和七年五月九日

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎

承認番号　25―46P―0001

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1Da2*、*dgt-28*、*epsps*、*Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（DAS1131, OECD UI：DAS-01131-3）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　25―46Ｐ―0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（*cry1B.34*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（DP910521, OECD UI：DP-910521-2）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　25―46Ｐ―0003

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	コルテバ・アグリサイエンス日本株式会社 代表取締役社長　野村真一郎 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（*ipd079Ea*, *pat*, *Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis）（DP915635, OECD UI：DP-915635-4）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第三百六十四号

都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十九条の五第一項の規定により、同規則第十九条第一号ト の登録講習機関を更新したので、同規則第十九条の十六第一号の規定に基づき公示する。

令和七年五月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録年月日　令和七年四月十七日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　一般財団法人全国建設研修センター
四　住所　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
五　法人である場合の代表者の氏名　上田　洋平
六　登録講習事務を行う役員の氏名　上田　洋平
七　登録講習事務を行う事務所の名称　一般財団法人全国建設研修センター
八　登録講習事務を行う事務所の所在地　東京都小平市喜平町二丁目一番二号
九　登録講習事務を開始する年月日　令和七年五月十二日

○国土交通省告示第三百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年五月九日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　ロンドン事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	25 Old Broad Street, London EC2N 1HQ, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
変更後	8 Frederick's Place, London EC2R 8AB, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

㈡　変更年月日　令和七年四月二十八日

国会事項

衆　議　院

質問書提出

五月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問主意書（上村英明提出）
ＮＨＫ福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問主意書（屋良朝博提出）
すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問主意書（八幡愛提出）
政務三役へのＡＩ関連企業からの政治献金に関する質問主意書（八幡愛提出）

質問書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

育児・介護休業法等の改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制度整備に関する質問主意書
外国資本による森林取得と水資源の利用に関する質問主意書
関税割当に関する質問主意書
中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問主意書
フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問主意書

議事日程

五月八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十二号
令和七年五月八日（木曜日）
午後一時開議
第一　民事裁判情報の活用の促進に関する法律案（内閣提出）
第二　労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀
国際部長事務代理を免ずる
秘書課長事務取扱を免ずる（五月六日）

参議院

議案提出

五月七日議員から次の議案が提出された。

参議院規則の一部を改正する規則案（馬場成志外七名発議）

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（馬場成志外七名発議）

要求書提出

五月七日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

参議院規則の一部を改正する規則案（馬場成志外七名発議）

参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程案（馬場成志外七名発議）

質問主意書提出

五月七日議員から次の質問主意書が提出された。

延命治療の実態の把握状況等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一六号）

質問主意書転送

五月七日次の質問主意書を内閣に転送した。

原発避難計画策定に係る会議の議事録作成及び公開に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇六号）

我が国に設置された孔子学院及び孔子課堂に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第一〇七号）

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一〇八号）

原発作業員の安全管理及び労災認定基準に関する質問主意書（山本太郎提出）（第一〇九号）

社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一一〇号）

介護保険料の上限設定と介護給付費の適正化に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一一号）

歴史的に重要な文書の管理に関する仕組みがNHKに存在しない問題に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一二号）

第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する再質問主意書（浜田聡提出）（第一一三号）

AV出演に係るスカウトバック対策の在り方に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一四号）

マイナンバーカードの券面デザインに関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第一一五号）

人事異動

内閣

国務大臣　武藤　容治

デジタル大臣平将明海外出張不在中デジタル大臣事務代理を命ずる

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣平将明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を命ずる（以上五月二日）

○財務大臣臨時代理　国務大臣　村上誠一郎

財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○防衛大臣臨時代理　同　城内　実

防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　伊藤　忠彦

国家公安委員会委員長坂井学海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる

同　伊藤　忠彦

内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災及び海洋政策）事務代理を命ずる

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる

○法務大臣臨時代理解職　伊藤　忠彦

法務大臣鈴木馨祐帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　伊東　良孝

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を免ずる（以上五月三日）

○厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　江藤　拓

厚生労働大臣福岡資麿海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣に指定する

○環境大臣臨時代理　同　中野　洋昌

環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　中野　洋昌

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる

○外務大臣臨時代理解職　同　林　芳正

外務大臣岩屋毅帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上五月四日）

○文部科学大臣臨時代理解職　国務大臣　中根　順子（三原じゅん子）

文部科学大臣阿部俊子（あべ俊子）帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○厚生労働大臣臨時代理解職　同　江藤　拓

厚生労働大臣福岡資麿帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に厚生労働大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職　同　城内　実

防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　武藤　容治

デジタル大臣平将明帰朝につきデジタル大臣事務代理を免ずる

同　伊藤　忠彦

国家公安委員会委員長坂井学帰朝につき国家公安委員会委員長事務代理を免ずる

同　伊藤　忠彦

内閣府特命担当大臣坂井学帰朝につき内閣府特命担当大臣（防災及び海洋政策）事務代理を免ずる

同　武藤　容治

内閣府特命担当大臣平将明帰朝につき内閣府特命担当大臣（規制改革）事務代理を免ずる（以上五月六日）

○財務大臣臨時代理解職　国務大臣　村上誠一郎

財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上五月七日）

叙位・叙勲

○叙位

（国土交通技官）

正八位

従四位に叙する（各通）　上妻　正人

正五位に叙する（各通）　齋藤　恭一

従五位に叙する（各通）　上田　英文　野本　千晴　馬場　登

今吉　晃　古賀　渡　春藤　総明

名垣　眞一　晴山健一郎　平野　廣海

村井　兼二　村尾　幸二　森田　道明

正六位に叙する（各通）　畦地　一男　石塚　昭光　梅山　政司

江口　和男　新田川　明　萩原　一久

橋山　和敏　平井　利明　松永　善美

山上　文夫

従六位に叙する（各通）　塩澤　尚樹　道添　修

正七位に叙する（各通）　秋山　勝廣

従七位に叙する（以上三月二十七日）　角田　成功　西村　博允

従五位に叙する（各通）　新井　孝英　金子　光國　朽方　和男

谷　良悟　中矢　敏郎　西田　安明

八田　政弘　星名　武男

正六位に叙する（各通）　小國　秀明　河野　輝雄

（奈良県三郷町議会議員）　先山　哲子

白柳　昌伸　田中　章市　土手　岩雄

長尾　政己　長谷川昭一　細沼　健一

水野　晋爾

従六位に叙する（各通）　有吉　利行　大石　忠夫　北里　誠三

従七位に叙する（各通）（以上三月二十八日）

（東京大学名誉教授）
正四位に叙する
（福井大学名誉教授）
従四位に叙する
浅原　克二
従五位に叙する（各通）
岡田　裕正
長谷部嘉雄
正六位に叙する
出雲　淳史　金子　誠
田中　幸男　冨田健一郎
星　秀道　細貝　富雄
丸満　満人　森戸　榮
従六位に叙する（各通）
田中　英夫
正七位に叙する（各通）
福田　一正
従七位に叙する（各通）（以上三月二十九日）
（お茶の水女子大学名誉教授）
正四位に叙する
佐藤　保
山田　正
正五位に叙する
栗田　幸一
藤村　元
従五位に叙する（各通）
久保　潔
佐藤　立夫
小川　茂
豊田　敬一
高杉　博文　冨田　彰
正六位に叙する（各通）
黒木　和雄
板岡　博文
辻　正郎　時吉　靖弘
中川　浩　永原　尚哉
深田　義勝　村井　昭吾
山内　知明
従六位に叙する（各通）
越智　定志
正七位に叙する（各通）
高田　政信
緒方　邦彦　高橋　重行
従七位に叙する（各通）（以上三月三十日）
望月　義昭
従四位に叙する
安村　義弘
正五位に叙する
羽田　眞
従五位に叙する（各通）
水谷　勲
有賀　寛　篠田　惟清
正六位に叙する（各通）
山田　勝彦
大津　喜正
下津　武則
従六位に叙する（各通）
佐々木敬次
中山信一郎
正七位に叙する（以上三月三十一日）
上野　光司
（久留米工業高等専門学校名誉教授）
湊　喜久雄
従四位に叙する
上野　健一
従五位に叙する（各通）
池田　誠司　伊藤　裕健
名倉　克巳　山田　明男
正六位に叙する（各通）
中澤　靖　野崎　謙治
従六位に叙する（各通）（以上四月一日）
（東京大学名誉教授）
國府田隆夫
従四位に叙する
仁科　道夫
正六位に叙する（各通）
宮西　正俊
植村孝一郎　河合昭八郎
土居　泰正　蛭川　誠嗣
従六位に叙する（各通）
高氏淳之助
薬師神耕一
正七位に叙する（以上四月二日）
半澤　一志
○叙勲
（奈良県三郷町議会議員）
金子　光國
先山　哲子
旭日双光章を授ける（各通）
小松　忠彦
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
佐竹万里子
旭日単光章を授ける（三月二十九日）
（国土交通技官）
衛藤　謙介
瑞宝中綬章を授ける
名垣　眞一
馬場　登
瑞宝小綬章を授ける（各通）
塩澤　尚樹
春藤　総明
晴山健一郎
村井　兼二
瑞宝双光章を授ける（各通）
秋山　勝廣
平井　利明
松永　善美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十七日）
新井　孝英
北里　誠三
八田　政弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
木佐貫一也
瑞宝単光章を授ける（以上三月二十八日）
（福井大学名誉教授）
苅谷　泰弘
瑞宝中綬章を授ける
岡田　裕正
浅原　克二
北川邦二郎
田中　英夫
福田　一正
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月二十九日）
栗田　幸一
山田　正
瑞宝小綬章を授ける（各通）
時吉　靖弘
冨田　彰
信清　忠彦
村井　昭吾
瑞宝双光章を授ける（各通）
緒方　邦彦
黒木　高志
板岡　博文
税所　忠士
高橋　重行
松村　慶明
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三十日）
羽田　眞
安村　義弘
瑞宝小綬章を授ける（各通）
篠田　惟清
中山信一郎
山田　勝彦
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月三十一日）
名倉　克巳
（久留米工業高等専門学校名誉教授）
湊　喜久雄
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池田　誠司　上野　健一
野崎　謙治　山田　明男
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月一日）
（東京大学名誉教授）
國府田隆夫
瑞宝中綬章を授ける
植村孝一郎　仁科　道夫
半澤　一志　宮西　正俊
瑞宝双光章を授ける（各通）
栗田　幸一　山田　正
瑞宝小綬章を授ける（各通）
金滝　正樹
瑞宝単光章を授ける（以上四月二日）
植野　雅美
瑞宝単光章を授ける（四月八日）
○返上の請願
青木　誠
勲章返上の請願の件許可された（四月二十五日）

皇室事項

皇嗣差遣
天皇陛下は、四月二十七日午後三時、東京カテドラル聖マリア大聖堂（文京区）において行われたローマ教皇フランシスコ台下の追悼ミサに、御名代として皇嗣文仁親王殿下を差し遣わされた。
行幸
天皇陛下は、四月二十七日午後一時二十八分御出門、第百回　学習院ミュージアム講座「学習院コレクションとパトロネージュ」を御聴講のため、学習院創立百周年記念会館（豊島区）へ行幸、同六時一分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示
船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。
令和七年五月九日
国土交通大臣　中野　洋昌
一　ロンドン事務所の変更
㈠　事業所の所在地の変更

変更前	25 Old Broad Street, London EC2N 1HQ, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
変更後	8 Frederick's Place, London EC2R 8AB, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

㈡　変更年月日　令和七年四月二十八日

近畿地方整備局公示
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年五月九日
近畿地方整備局長　長谷川朋弘

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	百六十五号
㈢	占用を制限する区域	区域	備考
		香芝市下田西一丁目一六一番二から同市下田西一丁目一一四番一番まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年五月三十日
㈦	図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

国土交通省最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）の全部を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大し、漁業（いか釣り）最低賃金として、次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和７年５月９日

国土交通大臣　中野　洋昌

漁業（いか釣り）最低賃金

１．適用する地域　全国

２．適用する使用者　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

３．適用する船員　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第５項に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

４．適用する期間　いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

５．第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　213,300円

（月払いとする）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

６．最低賃金に算入しない賃金

⑴　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

⑵　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

⑶　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

⑷　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

⑸　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

附　則

この公示は、令和７年６月８日から効力を生ずる。

国家試験

令和７年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和７年５月25日に施行する令和７年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和７年５月９日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試　験　場）
関東財務局	①東京都杉並区永福１丁目９番１号　明治大学（和泉キャンパス） ②神奈川県横浜市港北区日吉４丁目１番１号　慶應義塾大学（日吉キャンパス）
近畿財務局	大阪府吹田市山手町３丁目３番35号　関西大学（千里山キャンパス）
北海道財務局	北海道札幌市白石区東札幌６条１丁目１番１号　札幌コンベンションセンター
東北財務局	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目２番15号ソララプラザ　ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口
東海財務局	愛知県名古屋市昭和区八事本町101番地の２　中京大学（名古屋キャンパス）
北陸財務局	石川県金沢市高岡町15番１号　金沢市文化ホール
中国財務局	広島県広島市西区福島町２丁目１番１号　広島工業大学専門学校
四国財務局	香川県高松市幸町１番１号　香川大学（幸町北キャンパス）
九州財務局	熊本県熊本市中央区大江２丁目５番１号　熊本学園大学
福岡財務支局	福岡県福岡市東区和白東３丁目30番１号　福岡工業大学
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

１　試験期日　令和７年10月26日（日曜日）

２　試験地　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

３　試験科目

⑴　浄化槽概論

⑵　浄化槽行政

⑶　浄化槽の構造及び機能

⑷　浄化槽工事概論

⑸　浄化槽の点検、調整及び修理

⑹　水質管理

⑺　浄化槽の清掃概論

４　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

https://www.jeces.or.jp

⑵　受験申請受付期間

ア　受験申請受付期間は、令和７年７月１日（火曜日）から８月６日（水曜日）までとする。

イ　受験申請を受理した後は、原則として受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料　受験手数料は23,600円とし、公益財団法人日本環境整備教育センターが指定する口座（ゆうちょ銀行又は指定銀行）に振り込むこと。なお、受験申請を受理した後は、受験手数料は返還しない。

５　受験票の送付　受験票は、公益財団法人日本環境整備教育センターから直接受験者に送付する。

６　合格者の発表　試験終了後１月以内に、合格者の受験番号を公益財団法人日本環境整備教育センターの掲示場及びホームページに公告して発表した後、合格者の受験番号を官報に掲載するとともに、郵送により合格者に合格証書を交付し、不合格者には成績及び不合格の旨を通知する。

７　その他　受験手続等に関する問合せは、公益財団法人日本環境整備教育センターに対して行うこと。

令和７年度浄化槽管理士試験の実施について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第２項の規定に基づき、令和７年度浄化槽管理士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターが行う。

令和７年５月９日　　環境大臣　浅尾慶一郎

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道函館市昭和三丁目６番６号**北海道乳業株式会社**の工場財団に北海道函館市昭和三丁目288番地北海道乳業株式会社函館工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月９日　　函館地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人牧島聡の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年５月９日　　横浜地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月９日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年４月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ソルコム　大橋　大樹　広島県広島市中区南千田東町２―32　国土交通大臣許可（般―４）第2105号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

債権者集会招集

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号

愛知県江南市河野町一色120番地
清算株式会社　株式会社維研プロダクツ
代表清算人　町田　正浩
1　決定年月日　令和７年４月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０４３号

東京都中央区八丁堀１丁目５番２号　はごろもビル２階
清算株式会社　株式会社八丁堀商事
1　決定年月日　令和７年４月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０５７号

東京都世田谷区太子堂４丁目26番10号
清算株式会社　シンビオシス株式会社
1　決定年月日　令和７年４月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第５号

石川県能美市和気町井60番地
清算株式会社　株式会社松沢工業
1　決定年月日　令和７年４月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所小松支部

再生手続開始

再生債権の特別調査期間

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　四十四頁（号外第六十五号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月二十六日
掲載頁　四十六頁（号外第六十五号）

令和七年五月九日

青森市南佃二丁目二六番六号
（甲）株式会社東洋社
代表取締役　相馬　敏行

青森県五所川原市大字小曲字豊里七番地二
（乙）株式会社西北総合ドライクリーニングセンター
代表取締役　栗山　正憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

千葉市中央区富士見一丁目一四番一三号千葉大栄ビル八階
（甲）第十一日本ソーラー電力合同会社
代表社員　合同会社みなと００２
職務執行者　栗国　正樹

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
（乙）合同会社みなと００２
代表社員　一般社団法人みなと００２
職務執行者　栗国　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十一日であり、両社の株主総会での承認決議は令和七年五月十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（甲）株式会社アムタス
代表取締役　児玉　隆士

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（乙）株式会社アムリンク
代表取締役　平田　晋三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年六月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十九日
掲載頁　一〇五頁（号外第一四七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月十四日
掲載頁　四十頁（号外第一四四号）

令和七年五月九日

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（甲）株式会社アムタス
代表取締役　児玉　隆士

東京都港区赤坂九丁目七番二号
（乙）株式会社アムリンク
代表取締役　平田　晋三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議（甲は会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和七年六月二十五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十六日
掲載頁　一〇九頁（号外第一七八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年七月二十四日
掲載頁　五十五頁（号外第一七六号）

令和七年五月九日

東京都中央区新富一丁目一八番八号
（甲）出光リテール販売株式会社
代表取締役　原口　克己

兵庫県芦屋市業平町五番二〇号トミー・ラ・グラース芦屋三階
（乙）株式会社ペトロスター関西
代表取締役　佐々木昭彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）（丙）
https://cartaholdings.co.jp/ir/financial/public_notice/
令和七年五月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階
（甲）株式会社ＣＡＲＴＡ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ　ＦＩＲＭ
代表取締役　西園　正志

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階
（乙）株式会社ＣＡＲＴＡ　ＣＯＭＭＵＮＩＣＡＴＩＯＮＳ
代表取締役　目黒　拓

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー三六階
（丙）株式会社Ｂａｒｒｉｚ
代表取締役　武井　絢子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
（甲）合同会社バッテリーファーム
代表社員　Ｍｉｍａｓｋａ―１ＢＥＳＳ合同会社
職務執行者　ライアン・イー・ティン・チュア

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階
（乙）Ｍｉｍａｓｋａ―１ＢＥＳＳ合同会社
代表社員　Ｓｔｏｎｅｐｅａｋ　Ｋｉｎｇｄｏｍ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ合同会社
職務執行者　ライアン・イー・ティン・チュア

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）http://www.datto.co.jp/

令和七年五月九日

川崎市川崎区白石町二番一号

（甲）日本鋳造株式会社

代表取締役　鷲尾　勝

川崎市川崎区白石町二番一号

（乙）株式会社ダット

代表取締役　稲葉　味善

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月三十日

掲載頁　六十一頁（号外第二五四号）

令和七年五月九日

静岡県島田市牛尾一一八番地

（甲）ティーライフ株式会社

代表取締役　西上　節也

東京都目黒区青葉台三丁目一〇番一号ＶＯＲＴ青葉台Ⅱ一階

（乙）株式会社Ｌｉｆｅｉｔ

代表取締役　西上　節也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲がＳＭＥ事業（中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業を指します。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十一日

掲載頁　一九六頁（号外第一四九号）

令和七年五月九日

東京都港区芝五丁目七番一号

（甲）日本電気株式会社

取締役代表執行役社長　森田　隆之

東京都港区芝三丁目二三番一号

（乙）ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社

代表取締役執行役員社長　木下　孝彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するフリュー・ピクチャーズ株式会社（住所東京都渋谷区桜丘町九番一号ビアンクォードビル三階）に対して当社のアニメ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月九日

東京都渋谷区鶯谷町二番三号

フリュー株式会社

代表取締役　三嶋　隆

令和七年五月九日

静岡県島田市牛尾一一八番地

（甲）ティーライフ株式会社

代表取締役　西上　節也

東京都目黒区青葉台三丁目一〇番一号ＶＯＲＴ青葉台Ⅱ一階

（乙）株式会社Ｌｉｆｅｉｔ

代表取締役　西上　節也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲がＳＭＥ事業（中堅中小企業向け事業及び中小自治体における職員向け業務支援、住民向けサービスを提供する事業を指します。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月二十一日

掲載頁　一九六頁（号外第一四九号）

令和七年五月九日

東京都港区芝五丁目七番一号

（甲）日本電気株式会社

取締役代表執行役社長　森田　隆之

東京都港区芝三丁目二三番一号

（乙）ＮＥＣネクサソリューションズ株式会社

代表取締役執行役員社長　木下　孝彦

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するフリュー・ピクチャーズ株式会社（住所東京都渋谷区桜丘町九番一号ビアンクォードビル三階）に対して当社のアニメ事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月九日

東京都渋谷区鶯谷町二番三号

フリュー株式会社

代表取締役　三嶋　隆

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年六月二十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ローカリズムジャパンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

宮城県仙台市若林区荒井四丁目二六番地九号ＤＩＹＳＴＵＤＩＯ

合同会社ローカリズムジャパン

代表社員　林　芳朋

組織変更公告

当組合は、農事組合法人の組織を変更して株式会社とすることにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社みつせき東果園とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当法人の主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年五月九日

秋田県湯沢市下関字蟹沢一一〇番地一号

農事組合法人みつせき東果園

理事　高橋　裕基

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＮｏｕＸとします。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年四月二十六日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

東京都練馬区田柄四丁目三〇番一七号ホープＭ上野二Ｆ　合同会社ふどうみち

代表社員　宮本　幹太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目二番四三号サーパス茅ヶ崎第二―二階

合同会社ＢＯＦ

代表社員　尾坂　久夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

神奈川県相模原市中央区下九沢一一五九番地一号

合資会社サクラオート

代表社員　剣持　美紅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

愛知県名古屋市東区白壁一丁目二五番地

合資会社イトウ商事

代表社員　伊藤　太一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三号

合同会社Ｑｕｏｎ

代表社員　森本　祐一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番三号

合同会社Ｏｃｔｏ

代表社員　森本　祐一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

山口県大島郡周防大島町大字西方二〇七八番地一

合同会社ハマダ

代表社員　濵田　正樹

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月十日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年六月十三日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

エイチ・ピージャパン合同会社

代表社員　ＴＢＧＰ株式会社

職務執行者　稲垣　伸一

効力発生日変更公告

当社は、令和七年六月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月九日

福岡県宗像市陵厳寺二丁目二九番一号

有限会社トモロー企画

代表取締役　片山　大嗣

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年六月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月九日

熊本県宇城市小川町北新田四七五番地四

株式会社八十八

代表取締役　片山　大嗣

熊本県八代市北の丸町三番地五〇

株式会社ｃａｒｅ&Ｐａｒｔｎｅｒｓ

代表取締役　片山　大嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

宮城県石巻市渡波字祝田の壱一六番地二

佐藤造船所・及川電機合同会社

代表社員　佐藤　文彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月九日

福島県郡山市赤木町一番一四号

有限会社リソース環境科学研究所

代表取締役　齊藤　貢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千五百四万九千五百円減少しその減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月九日

東京都中央区築地七丁目二番一号ＴＨＥ・ＴＥＲＲＡＣＥ・ＴＳＵＫＩＪＩ・五階Ｗ

ＥＳＴ　Ｄｒｅｓｓ　Ｃｏｄｅ株式会社

代表取締役　江尻　祐樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一八〇円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　七十三頁（号外第九十七号）

令和七年五月九日

東京都目黒区東山三丁目七番一一号

Ｂｒｅｗｔｏｐｅ株式会社

代表取締役　金澤　俊昌

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

合同会社ＳＧＲＩＯＢ

代表社員　上田　友哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月九日

掲載頁　二頁

令和七年五月九日

大阪市北区梅田一丁目一一番四－五〇〇号

株式会社アモール

代表取締役　清水　泉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が三十三億五千万円、資本準備金の額が三十三億五千万円増加することを条件として、資本金の額を二百七十二億六千三百二万四百八十円減少して三億一千万円、資本準備金の額を九十三億二千八百二十五万五千百二十円減少して七千七百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十一日であり、株主総会の決議は令和七年六月十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月九日

長野県長野市小島田町八〇番地

新光電気工業株式会社

代表取締役社長　倉嶋　進

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月九日

東京都北区西ケ原一丁目四番五号

株式会社土質基礎コンサルタンツ

代表取締役　大川ひろみ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である邢介国が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

名古屋市中区金山一丁目八番一九号ジャルダン新金山五〇一

山東日昇国際経済技術合作有限公司

日本における代表者　邢　介国

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億五千四百五十一万九千百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0061/index.html

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭメンサ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一億五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0056/index.html

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭカリーナ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を四億四千九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0074/index.html

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＪＭフェニックス特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千七百八十一万三千四百五十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/g84mp6r8

令和七年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビル　アルタードムス・ジャパン株式会社

内　Ｕｎａｇｉ特定目的会社

取締役　レイノルズ・スコット・ロナルド・ジョージ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二千二十二万七千六百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/vdunfe56

令和七年五月九日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビル　アルタードムス・ジャパン株式会社

内　Ｋｕｊｉｒａ特定目的会社

取締役　レイノルズ・スコット・ロナルド・ジョージ

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億三千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0060/index.html

令和七年五月九日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｕｓｉｏｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は https://www.kaikei-home.com/axess/0040/index.html に掲載されています。

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

NS Yokohama Investment特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年六月十日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

NS Yokohama Investment特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当社は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪府大阪市天王寺区清水谷町四番一二号

株式会社木内計測

確定給付企業年金清算人　岡村　祐二

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）は、令和七年四月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社の規約型確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号

日鉄ケミカル＆マテリアル株式会社確定給付企業年金（旧日鉄カーボン株式会社制度）

清算人　井原　加恵

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和六年十二月五日目次欄中（原稿誤り）				
一二	二	八	交換の	交換に関する
令和七年三月二十一日（号外第五十八号）公布防衛省令第五号（自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三一			「寸法のものとする。）」	「寸法とする。）」の誤り。
令和三年四月八日（号外第八十二号）外務省告示第百二十三号（バマコ特別区における技術・職業教育校機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
一七	下	一七	二十五日	二十四日
令和三年四月八日（号外第八十二号）外務省告示第百二十四号（マリ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件）（原稿誤り）				
一七	下	一〇（終りから）	二十五日	二十四日
令和七年四月十四日官庁報告欄官庁事項の部（中国地方整備局公示）（原稿誤り）				
六	上	一七（終りから）	令和七年	令和十七年